十三中学校いじめ防止基本方針

(1) いじめ防止に向けての基本姿勢

いじめから一人でも多くの生徒を救うためには、「いじめは絶対に許されない」、「いじめは卑怯な行為である」、「いじめはどの子供にも、どの学校でも、起こりうる」との意識を全教職員がもち、いじめの問題に向き合い、いじめ根絶のための対策を総合的かつ効果的に推進する。

(2) いじめ防止等に関する具体的方策

① 未然防止教育

いじめが生まれる構造といじめの加害者の心理を明らかにした上で、全ての生徒が「いじめをしない」態度や力を身に付けるような働きかけを生徒指導だけでなく、各教科での学習、道徳科や特別活動、体験学習を通して、いじめに向かわせないための取組を行う。

<具体的な対応策>

ア いじめる心理から考える未然防止の教育

道徳科や学級・ホームルーム活動等の時間に実際の事例や動画等を教材に生徒同士で検討したり、ロールプレイを行ったりするなど体験的な学びの機会を設ける。

イ いじめの構造から考える未然防止の教育

担任がいじめられる側を「絶対に守る」という意志を示し、根強く日常の安全確保に努める取組を行うなど、信頼感と安心感を育み、いじめを許容しない雰囲気を浸透させる取組を行う。

ウ いじめを法律的な視点から考える未然防止の教育

発達段階に応じて、法律や学校のいじめ防止基本方針について学ぶ機会を設け、法律の意味 や役割について確認する取組を行う。

② 早期発見·早期対応

いじめに気付くには、表面的な言動だけを見るのではなく、その背後にどのような感情があるのかに思いを馳せる必要がある。そのためには、児童生徒の表情や学級の雰囲気から違和感に気付き、いじめの兆候を察知しようとする姿勢が求められる。そこで

下記の具体的な対応を取り、早期発見・早期対応に向けた取組を行う。

<具体的な対応策>

で

ア 定期的に心のアンケートや保護者アンケートを行い、具体的ないじめの態様ごとの項目を 設けて体験の有無を尋ねるなどして精度を高める工夫をする。

イ アンケート実施後には、速やかに内容の確認とダブルチェック(人を変えて、複数人 再確認する。)を行い、少しでもいじめに関係すると思われる内容がないかを確認する。 ウ アンケート調査に基づいた教育相談の充実を図る。

③ 重大事態に発展させない対応

できるだけ早い段階から、SC やSSW 等を交えたケース会議で丁寧なアセスメントを行い、 多角的な視点から組織的対応を進める。

<具体的な対応策>

ア ケース会議の実施について

- ①アセスメント(いじめの背景にある人間関係、被害児童生徒の心身の傷つきの程度、加害行為の背景、加害児童生徒の抱える課題等)を行う。
- ②アセスメントに基づいて、被害児童生徒への援助方針及び加害児童生徒への指導方針、 周囲の児童生徒への働きかけの方針についてのプランニングを行う。

イ ケース会議後の動きについて

- ①被害児童生徒及び保護者に対して、確認された事実、指導・援助方針等について説明 し、同意を得る。
- ②指導・援助プランを実施する。
- ③モニタリング (3か月を目途に、丁寧な見守り、被害生徒及び保護者への経過報告と 心理的状態の把握等)を行う。

④ 再発の防止

全教職員で情報を共有し、いじめ行為の再発を阻止するための取組を行う。

<具体的な対応策>

ア いじめの被害に遭った生徒や保護者との面談を継続し、いじめ再発の不安が解消されるよう全校体制で見守る。また、いじめを加えた生徒に対しても、いじめに至った過程や背景、心情を踏まえ、継続的に言動を見守る。必要があればカウンセリング等の支援を行う。

イ 指導の在り方を検証し、双方に自尊感情を育む指導を推進する。

⑤ 関係機関等との連携体制の構築

いじめを認知した場合、学校は直ちにいじめを受けた生徒やいじめを知らせてきた生徒の安全を確保し、いじめたとされる生徒に対して事情を確認した上で適切に指導するなど、組織的な対応を行う。また、事案に応じ、家庭や教育委員会、関係機関等と連携する。

<具体的な対応策>

- ア いじめを認知した場合は、関係教師等によるチームを編成し、教職員の緊密な情報交換や共 通理解、指導方針を明確化して、対応する。
- イ 聞き取り調査等による詳細な事実確認と正確な状況把握を迅速に行う。
- ウ いじめを受けた生徒に対しては、本人の心身の痛みに寄り添い、心と体のケアに努め、いじめから守る。また、いじめを行った生徒に対しては、毅然とした対応と指導、心のケアを行う。
- エ 必要に応じ教育総合センター、児童相談所、警察署等への協力要請、スクールカウンセラー やスクールソーシャルワーカーの派遣要請を行う。
- オ いじめを受けた生徒の保護者及びいじめを加えた生徒の保護者に対し、明らかになった事実 と経過、今後の対策等を具体的に報告し、理解と協力を求める。
- カいじめの原因や背景を把握し、その情報を全教職員で共有し、いじめを解消する。
- キ ネットいじめについては、サイト管理者への削除要請を行うとともに、生徒の生命、身体等 に重大な被害が生じる恐れがあるときには、教育委員会や警察と連携して対応する。

⑥ 保護者・地域の人々との連携

生徒の健やかな成長を促すため、地域、家庭と連携した対策を推進する。また、必要な教育上の 指導を行っているにもかかわらず、十分な効果を上げることが困難な場合等には、関係機関(児童 相談所、警察、医療機関、法務局等)との適切な連携を行う。

<具体的な取組>

- ア 学校いじめ防止基本方針を公表し、保護者や地域の理解を得るよう努める。
- イ 家庭訪問や生徒指導だより等を通じて、家庭との緊密な連携・協力を図る。
- ウ いじめを認知した場合、家庭との連携を密にし、協力して解決に当たる。
- エ 外部から講師を招くなど、いじめの防止を学ぶ機会を設け、SNSを通じたネットいじめの 事例を紹介し、ネットの危険性について理解を深める。また、「十三中メディアルール」の周 知を図るとともに、家庭においても適切な管理・指導が行われるように依頼する。

(3) 学校におけるいじめ防止等の対策のための組織

いじめ防止等に関する措置を実効的に行うため、教職員と心理・福祉等の専門家、その他の関係者により構成される「いじめ防止対策委員会」を設置する。また、全教職員による「いじめ防止サポート会議」を開催する。

『いじめ防止対策委員会』……学期に1回程度開催し、いじめ防止等における支援体制を構築する。 また、必要に応じて開催する。

『いじめ防止サポート会議』 …月1回開催し、問題傾向を有する生徒について、現状や指導に関する 情報を共有し、生徒の支援や見守りを行う。

(4) 重大事態への対応

重大事態(いじめにより在籍する生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認められるとき、又はいじめにより学校に在籍する生徒が相当の期間学校を欠席することが余儀なくされている疑いがあると認めるとき)が発生した場合は、速やかに教育委員会に報告する。

※ 生徒や保護者からいじめられて重大な事態に至ったという申し立てがあったときは、学校の判断とは関係なく、重大な事態が発生したものとする。

(5) 年間計画

月	いじめ防止に向けた取組	家庭・地域等との連携
毎月	・いじめ防止サポート会議	・授業参観 ・育友会総会 ・学年懇談会 ・個別保護者懇談会 ・生徒指導だよりの発行 ・学校だよりの発行 ・家庭訪問 等
毎学期	・いじめ防止対策委員会の開催 ・いじめ調査(生徒、保護者)の実施 ・教育相談(全員面接)の実施	
通年	・生徒会によるいじめ防止運動 等	

※ いじめを認知した場合は、臨時いじめ防止対策委員会を即時開催する。